

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成27年規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員があらかじめ任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>2 任命権者は第1項の規定にかかわらず、同項第14号、第16号及び第17号の規定による職員の職務に専念する義務の免除が休暇規則第2条第8項（同規則第4条第2項において準用する場合を含む。）、大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）第10条第8項の規定（同規則第12条第2項において準用する場合を含む。）、臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成27年規則第25号）第6条第2項（同規則第8条第2項において準用する場合を含む。）及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第8号）第9条第6項（同規則第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく1時間単位の年次休暇に引き続く場合並びに<u>法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員、育児休業法</p>	<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 任命権者は第1項の規定にかかわらず、同項第14号、第16号及び第17号の規定による職員の職務に専念する義務の免除が休暇規則第2条第8項（同規則第4条第2項において準用する場合を含む。）、大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）第10条第8項の規定（同規則第12条第2項において準用する場合を含む。）、臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成27年規則第25号）第6条第2項（同規則第8条第2項において準用する場合を含む。）及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第8号）第9条第6項（同規則第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく1時間単位の年次休暇に引き続く場合並びに<u>法第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員、育児休業法</p>

<p>第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員、同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員及び同法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第15号)第4条の規定により採用された職員の割り振られた1の勤務時間が7時間45分未満の場合には、これを承認することができない。</p> <p>[3・4 略]</p>	<p>第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員、同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員及び同法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第15号)第4条の規定により採用された職員の割り振られた1の勤務時間が7時間45分未満の場合には、これを承認することができない。</p> <p>[3・4 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 短時間勤務の職(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。)を占める暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)は、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第2項の規定を適用する。